

広域幹線道路の交差点周辺地域における屋外広告物の掲出の禁止に関する検討内容について

現状と問題点

○県では景観条例及び景観計画を定め、本年11月1日から建築物の形態意匠等の規制誘導を開始

- ・特に重点的に良好な景観の形成の推進に取り組む必要がある区域として「広域幹線沿道区域(15路線)」を指定
- ・規制対象規模の引き下げ等のきめ細かい規制誘導を行うことにより、良好な沿道景観の整備・整序を推進しているところ

○「広域幹線沿道区域」内の交差点周辺地域では、その交通量の多さ等から広告物が集中して掲出される傾向

- ・雑然とした景観の広がりが懸念、道路利用上(安全性)も問題



○屋外広告物条例では、これまで「交差点」に特化した掲出規制を行っていない

- ・風致地区や道路・線路からの展望エリア等を禁止地域として規制
- ・一般的な安全基準のみで規制(信号機又は道路標識の効用を妨げないもの等)

規制強化の内容

「広域幹線沿道区域」として定める路線の交差点周辺を屋外広告物の掲出等の禁止地域として、新たに指定

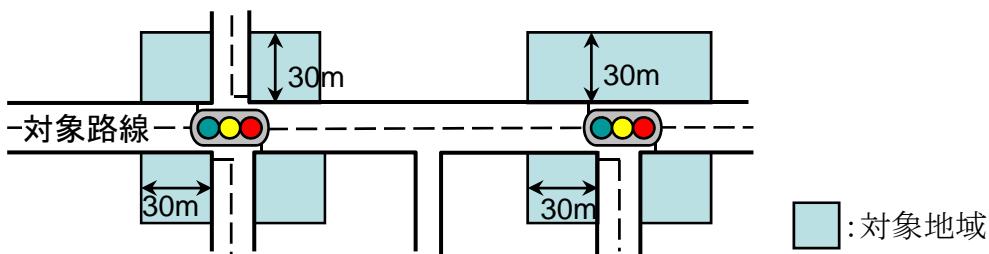


※「良好な景観又は風致を維持するために知事が特に必要があると認めて指定する地域又は場所」(奈良県屋外広告物条例第4条1項9号)

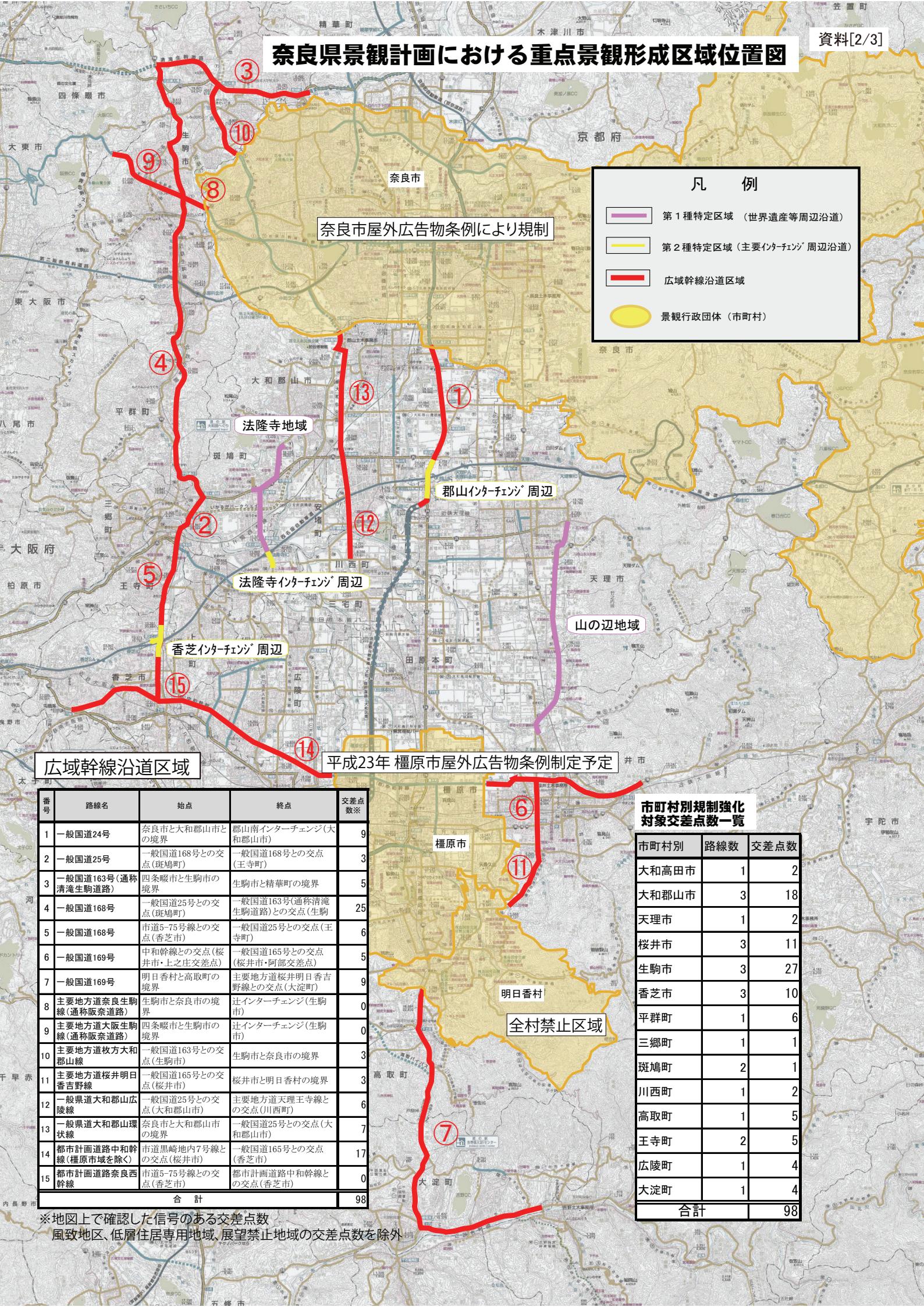
(これまでに、西名阪自動車道沿道から展望できる地域などを禁止地域に指定)

・対象路線：奈良県景観計画に定める重点景観形成区域のうち**広域幹線沿道区域**
(全15路線 詳細は次頁参照)

・信号機のある交差点の路端から30mの範囲



奈良県景観計画における重点景観形成区域位置図



禁止の適用除外となる道標(方向案内板)の規格について

- ・禁止地域では広告物の設置が全面的に禁止
- ・規定により適用除外となる広告物のみ設置可能
- ・適用除外となる道標の大きさはこれまで「横105cm×縦40cm※以下」と規定
※歴史的風土特別保存地区等では「横75cm×縦30cm」
- ・「交差点周辺地域」では、通行者(主にドライバー)の視認性を考慮した最小限の大きさ、高さのものまで設置可能とする。

。。。

施行規則改正

基準案

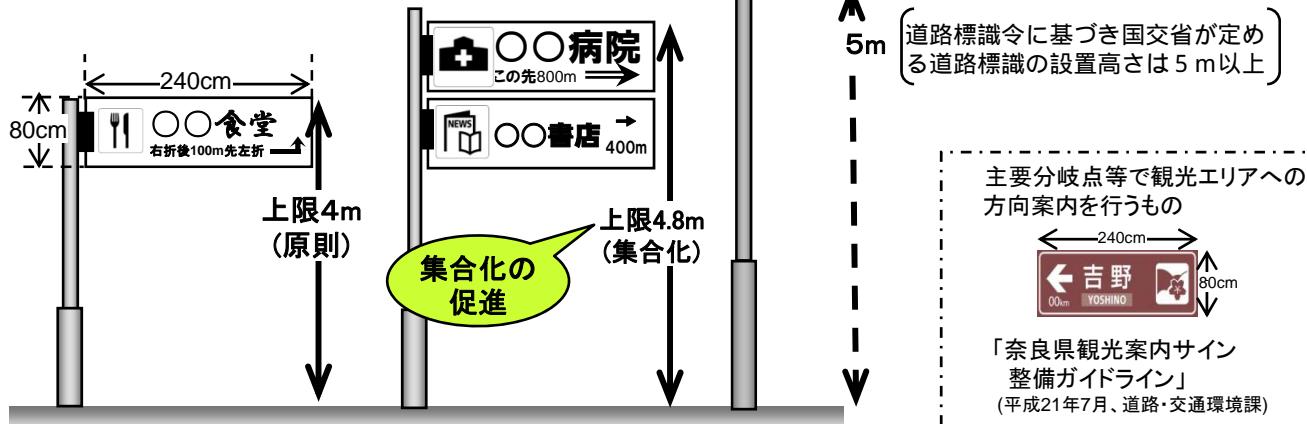
車両系の観光案内サイン(中域サイン)と同程度の大きさとする

- ・幅240cm×高さ80cm (=面積1.92m²) 以内

・原則として4m以下(同一の支柱に縦に2個以上設置する場合は4.8m以下)

道標の規格

【道路標識の効用を妨げない高さ】



自家用広告物の取扱いについて

施行規則改正

- ・自己の事業又は営業に関し自己の事業所等に表示する屋外広告物は許可対象とし、市町村※が定める許可基準に基づき面積、高さ、色彩等を制限

※屋外広告物の許可事務に係る権限は平成14年に県から各市町村に委譲

制度の施行予定期と既存物件の取扱いについて

- ・平成22年3月 : 所要の規定整備(告示指定・条例附則改正・施行規則改正)

周知期間(6ヶ月)

- ・平成22年10月1日:制度の施行

新規物件の設置規制スタート

- ・平成25年9月末 : 経過措置期間※の終了

広告物の全面禁止
(適用除外の広告物を除く)

条例附則改正

新たな景観施策と連動した広域的な規制制度であることから、この規制の影響を受けることになる既存物件に限り、1年間の除却期限を、3年間に延長 (広告塔・看板類の最大許可期間を配慮)